



滋教委保第111号
令和5年(2023年)3月17日

市町教育委員会学校保健主管課長 様
県立学校長 様

滋賀県教育委員会事務局保健体育課長

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

このことについて令和5年3月17日付け4文科初第2507号により別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局から通知がありました。

「マスク着用の見直し等について(令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)」において4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされており、この決定等も踏まえた上で「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改定されました。内容および留意事項等について十分御確認いただき、新学期以降の学校におけるマスクの取扱等について適切に御対応いただくようお願いします。

なお、マスク着用の見直し後も、基本的な感染対策、効果的な換気の実施が求められており、各学校での感染対策が今後も継続されることについて、保護者等へ具体的に周知いただくとともに、児童生徒がマスク着用の有無による差別・偏見等がないようにご配慮をお願いします。

市町教育委員会におかれましては、所管される学校へ周知いただき、学校全体で正しく情報共有されるようお願いします。

【担当】

保健安全・給食係 住吉・中尾
TEL:077-528-4614